

学校法人多摩美術大学公益通報に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、本学の学生、教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程が定める公益通報者（以下「通報者」という。）は、本学における学生（科目等履修生、研究生及び交換留学生を含む。）、教職員（嘱託職員、パートタイマーを含む。）及び取引事業者の従業員（以下「構成員」という。）とする。ただし、匿名による者については対象から除外する。

(公益通報の構成要件)

第 3 条 この規程が定める公益通報（以下「通報」という。）とは、公益通報者保護法が定める通報対象法律に関し、本学において組織的又は個人的な法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することを言う。

- 2 次の各号に該当するときは、通報から除外する。
 - 一 虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的の通報
 - 二 本学に無関係な私生活上の違反行為の通報
 - 三 法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するに足らない通報

(相談・通報窓口の設置)

第 4 条 本学構成員による通報に係る相談及び通報を受け付けるために相談・通報窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、本学の委託する窓口（以下「委託窓口」という。）を指定する。
- 3 窓口の利用方法は、委託窓口の指定する方法とする。

(調査)

第 5 条 通報された事案に関する事実確認の調査は理事長・学長が行う。

- 2 理事長・学長は、関連する部署の教職員の中から、必要に応じて調査チームを設置することができる。
ただし、事案に関し利益相反関係を持つ者は、これを除外する。

(通報に対する措置)

第 6 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本学は当該行為に関与した者に対し、学則、就業規則、その他諸規則に照らし、必要な措置を講じるものとする。

(是正措置)

第 7 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本学は速やかに是正措置及び

再発防止措置を講じなければならない。

(通知)

第 8 条 本学は、通報者に対し調査結果及び是正結果について、遅滞なく通知するように努めなければならない。

(関係者の義務)

第 9 条 事案の処理に関わる者は誠実、公正をもって対応しなければならない。

- 2 事案の処理に関わる者は当事者の名誉やプライバシーの保護のため、職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏洩し、又は私事に利用してはならない。
- 3 通報者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 第 3 条 2 項の一号に掲げる不正
 - 二 通報にあたり、不正の手段をもって資料等を取得すること
 - 三 通報と無関係な情報の漏洩を行うこと
- 4 本学構成員は、通報の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き調査チームに協力しなければならない。
- 5 本義務違反に対する措置について、学則、就業規則、その他諸規則に照らし、必要な措置を講じるものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第 10 条 本学及び本学構成員は、通報を理由として、第 2 条に定める通報者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

- 2 通報者等に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、学則、就業規則に照らし処分を課すことができる。

(事務)

第 11 条 調査に関する事務は、総務部総務課が行う。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は関連諸規程に基づくものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。